

## ダスキンヘルスレント和歌山ステーション 運営規程

### 指定特定福祉用具販売、指定特定介護予防福祉用具販売事業

#### (事業の目的)

第1条 丸長商事株式会社が設置するダスキンヘルスレント和歌山ステーション(以下「事業所」という。)が実施する指定特定福祉用具販売事業及び指定特定介護予防福祉用具販売事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員(介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、又は厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者(以下「専門相談員」という。))が、要支援、要介護状態にあるものに対し、適正な指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]を提供することを目的とする。

#### (運営方針)

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要支援、要介護者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な指定特定福祉用具[指定特定介護予防福祉用具]の選定の援助、取り付け、調整等を行い、利用者の日常生活上の便宜を図り、利用者を介護する者の負担軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、医療機関、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの適用に努めるものとする。

4 前3項のほか、「和歌山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年条例第46号)、「和歌山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成24年条例第50号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

|         |                     |
|---------|---------------------|
| (1) 名 称 | ダスキンヘルスレント和歌山ステーション |
| (2) 所在地 | 和歌山県和歌山市和歌浦東4-3-5   |

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(指定福祉用具貸与事業所の管理者兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定特定福祉用具販売事業[指定特定介護予防福祉用具販売事業]の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 専門相談員 4名(常勤 4名、非常勤 0名)  
専門相談員は、福祉用具サービス計画(指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売)の作成・変更等を行い、指定特定福祉用具の販売を行うとともに、利用者に対し、指定特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下のことを行う。

- ① 指定特定福祉用具に関する相談援助
- ② 指定特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等の点検
- ③ 指定利用者の身体の状態等に応じた特定福祉用具の選定
- ④ 指定特定福祉用具の使用方法の指導

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

|          |                                |
|----------|--------------------------------|
| (1) 営業日  | 月～土及び祝(日曜日、12/31及び1/1～1/3は定休日) |
| (2) 営業時間 | 午前9時～午後6時                      |

ただし、電話等により、24時間対応可能な体制をとる。

(提供方法、内容等)

- 第6条 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供方法は次のとおりとする。
- (1) 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれてる環境を踏まえて選定し、使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、販売費用等に関する情報を提供する。
  - (2) 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供にあたっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。
- 2 本事業所において取り扱う指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。
- 3 貸与・購入の選択制の商品については利用者に必要な情報提供と提案を行う。

(利用料等)

- 第7条 指定特定福祉用具[指定特定介護予防福祉用具]を販売した場合の利用料の額は、別添料金表によるものとする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費及び特別な搬入に要した費用は、その実額を徴収する。
- (1) 事業所から、通常の事業の実施地域を越えて1kmにつき 1,000円
  - (2) 特別な搬入による場合 実 費
- 3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 4 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第8条 通常の事業の実地地域は、和歌山市 海南市 有田市 岩出市 紀の川市 紀美野町 有田川町 湯浅町 広川町とする。

(苦情処理)

- 第9条 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に関し、法第23条の規定により市区町村が行う質問若しくは照会に応じ、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

- 第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第12条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年6回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は丸長商事株式会社と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 サービス提供中に、当該事業所の従業員や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(業務継続計画)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時においても利用者に対するサービスを継続するために、業務継続計画を策定する。なお、当該計画については、従業員に周知徹底し、必要な研修及び訓練を定期的実施する。又、定期的に計画の見直しを行う。

(感染症対策)

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、半年毎に対応を検討する対策会議を開催し、その結果を従業員に周知徹底を図るとともに、対応方針を整備する。又、従業員に対し、感染対策の研修及び訓練を定期的実施する。

(暴力団排除)

第16条 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者と従業員は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員をいう。)ではなく、また事業所の運営について暴力団員の支配を受けません。

附 則

この規程は、令和 7年 1月 1日から施行する。